

令和2年度介護職員等特定処遇改善加算について

【介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

- ・ 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ・ 職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること
- ・ 賃上げ以外の処遇改善の取組の見える化を行っていること

※詳細については、介護職員等特定処遇改善加算（厚生労働省資料）をご確認ください。

社会福祉法人織田やすらぎ会における取組の見える化

1. 事業所別の介護職員等特定処遇改善加算取得状況

全事業が現行加算（Ⅰ）を算定した上で、介護職員等特定処遇改善加算（以下、特定加算）を取得しています。

- ・ 特別養護老人ホームやすらぎ荘 特定処遇改善加算（Ⅰ）
- ・ 特別養護老人ホームやすらぎ荘 短期入所生活介護 特定処遇改善加算（Ⅱ）
- ・ グループホームやすらぎ 特定処遇改善加算（Ⅱ）
- ・ やすらぎ荘デイサービスセンター 特定処遇改善加算（Ⅱ）

2. 賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容

	職場環境等要件	法人取組
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する嗜痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）	各研修受講について、勤務時間での受講が可能であり、受講料負担及び習得時の報奨金制度
	キャリアパス要件に該当する事項（キャリアパス要件を満たしていない介護事業者に限る）	キャリアパス制度により、資格、研修受講と人事考課の連動
労働環境・処遇の改善	雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実	安全衛生推進者を中心に定期的に安全衛生委員会を開催。従業員からの声を聴き雇用管理改善の対策を行っている

	ICT活用（ケア内容や申し送り事項の共有（事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む）による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化	ICTを活用し、記録の簡素化及び情報の共有ができるシステムの構築
	介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入	リフト導入及び健康診断にて腰痛検査を実施
	子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備	育休及び育児による短時間勤務の推奨。また、3歳以上の育児について、短時間正規職員制度の導入
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化	施設長を中心としたリスク委員会の実施とマニュアルの作成
	健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	メンタルヘルスケアの強化及び分煙スペースの確保
その他	介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化	情報の公表及びホームページにおける経営・人材育成の理念の公表
	中途採用者（他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等）に特化した人事制度の確立（勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等）	短時間正規職員制度の導入
	障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮	障害者雇用の促進と障害に合わせた環境整備の実施

社会福祉法人織田やすらぎ会
理事長 坂下 正人

